#### eMLIT (国土交通省手続業務一貫処理システム) 利用による

# 宅建士資格登録簿変更登録のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県十木部建築課

## 1 オンライン申請のご利用に当たって

○ オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル (申請者編)」及び「操作マニュアル (申請者編) 別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

不動産業: 宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 (mlit.go.jp) (外部サイトへリンク)

○ eMLITで宅地建物取引士関係手続を行うには「eMLITアカウント」又は「GビズIDプライム」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。

eMLITアカウントを取得する GビズIDアカウントを取得する

### 2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先(組織区分)」は「都道府県庁(共通)」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先(組織)」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先(都道府県)」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 変更の内容が「氏名」又は「住所」の場合で、宅地建物取引士証をお持ちの方は、この変更申請にあ わせて「宅地建物取引士証の書換え交付申請」の手続が必要となりますので、別途申請してください。
- 「添付ファイル」とされている「戸籍抄本」、「住民票」など公的機関から発行を受けた書類(申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。)については、原本を電子ファイルにして、該当箇所へアップロードしてください。
- 申請画面中, 添付ファイルとされている「(f), (g), (h), (i)」へのアップロードは不要です。
- 〇 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「. jpg, . jpeg, . pdf, . xlxs, xls, . docx 又は. doc」に限られますのでご注意ください。

### 3 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。 上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。 ☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

• 受付時間

平日8:30~18:15 (12:00~13:00, 土日祝日, 年末年始を除く)

- ※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。
- 雷話番号
  - 03-4577-9227 (※通話料は申請者様負担になります。)
  - ※繋がりづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp